第28回社会保障審議会 少子化対策特別部会

資料3-2

平成21年10月13日

# すべての子育て家庭に対する支援について (参考資料)

### 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

【20年度予算】

【21年度予算】

37.500百万円 → 38.800百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計 画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

#### 総論

#### ○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対 策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実 施計画を作成します。

※5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、 事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援 対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

#### ○ 交付金の対象となる事業について

【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
- ② 養育支援訪問事業
- ③ ファミリー・サポート・センター事業 ※【拡充】病児・病後児預かり等も対応
- ④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)
- ⑤ 延長保育促進事業

### 【21年度新規事業】

- 次世代育成支援人材養成事業
- のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育で支援サービ スの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

### ○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画 を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。 特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標 準的な所要額を念頭に、**事業量や取組内容に応じたポイントを設定**します。

### 各論

~交付金化することによるメリット~

#### 従来の補助制度

#### 交付金

助成単位

- 個々の施設・事業ごと
- 各市町村が策定する事 業計画全体

対象事業

- 補助要件や補助基準 が細かく定められ、こ れに対して適合するも のに限定
- 各自治体が策定する 事業計画に記載されて いる事業であれば助成 対象

交付手続

- 補助要件に基づき個 別の施設・事業ごとに その内容を審査し、採 否や補助額を決定
- 補助金の使途は、当 該事業に限定

- 各自治体が策定する 事業計画を全体として 審査し、交付額を決定
- 交付されて交付金の 使涂は、事業計画の節 囲内であれば、各自治 体の自由裁量
  - 従来の補助単価に かかわらず、必要に 応じ各事業者への交 付額を独自に決定す ることも可能
  - ・ 各事業への配分に ついては各市町村の 判断

### 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

### <対象事業・交付額配分等について>

### A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

### 特定事業(プラン事項)

- 1)乳児家庭全戸訪問事業
- ②養育支援訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業 【拡充】21年度より病児・病後児の預かりも対応
- ④子育て短期支援事業
- ⑤延長保育促進事業

### その他

- ①次世代育成支援人材養成事業【新規】
- ②子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業
- ③へき地保育事業
- ④家庭支援推進保育事業

### B その他事業(市町村の 創意工夫ある取組)

※児童の人口に応じ ポイント設定

#### 【取組例】

- ・老若男女の地域住民の 主体的な子育て支援活動 、交流の促進
- ·要保護児童対策地域協議 会の設置・運営
- ・子どもたちからの電話相 談等対応
- 食育の推進
- ・子どもの事故防止対策 等

### 加算

取組事 業数など により ポイント 加算

### C 減算

前年度の計画と実績に<u>乖離がある場合</u>、執行率(実績/計画) によりポイントを減算(緩和措置あり)

### 予算

単位:億円

<17'> <18'> <19'> <20'> <21'> 346 340 365 375 388

### 各市町村への交付

388億円 ×

(21年度予算)

 $(A+B) \times C$ 

全市町村の総ポイント

- ※個別事業ごとには交付額を決定しない
- ※総事業費の1/2が上限
- ※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

### 一時預かり事業

### (1) 概要

### ① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

### ② 実施状況

《実施箇所数》 7,651箇所 (H20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。) (7)による補助対象は、市町村又は市町村が適当と認めた者。

### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### 〇 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

### (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 45~783万円(利用児童数に応じた実績払い)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



### ③ 費用額

《費用額(全体)》約151億円 (H21年度予算ベース)

《公費負担総額》約75億円 ※残余は利用者負担

第16回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年10月29日

保育所における一時保育の経験からの提言

バオバブ保育園ちいさな家 遠山洋一 (平成20年10月29日)

#### 陳述要旨

- 1 現在保育所で行われている「一時保育」は、「中間的な保育ニーズ」に応えるものとして大きな可能性を持っている。しかし、その可能性の大きさが行政や保育関係者に理解されているとは言い難い。
- 2 統計上の一時保育実施箇所数の約半数は「数名を通常保育クラスに一時的に受け入れる」 方式のものと考えられるが、私が大きな可能性を持つと考えるのは<u>「専用の保育室と専任</u> の保育スタッフを備え、一日10名ていどを保育する」方式の「一時保育」である。以下、 そのタイプを想定して述べる。
- 3 「一時保育」の中心となっているのは「<u>非定型保育」</u>(隔週に1日〜毎週3日といったペースで継続して保育するもの)で、そこに<u>「緊急一時保育」</u>(親の病気等で短期間の保育が必要なもの)が加わっている。
- 4 「非定型保育」が中心であることにより、それなりの<u>まとまりと落ち着きを持った保育</u> <u>の場</u>ができていて、子どもも楽しみにして来るようになる。そういう中には「緊急一時的」 に来る子も溶け込みやすい。保護者どうしのつながりも生まれ、親としての学びもある。
- 5 「非定型保育」を利用する理由は、<u>就労からリフレッシュまで</u>幅が広い。リフレッシュ も幅が広く、1,2歳児と赤ちゃんを育てている人にとっての必要性などよく分かる。近 年は育児疲れの親が市の健康センターなどから利用を勧められて来るケースも少なくな い。1,2歳児が友だちと触れ合うことのできる<u>保育の場としての意味</u>もあり、親の期待 も一部はそこにもあるように思われる。
- 6 このような「一時保育」は、1,2歳児を中心に1日10-15人を想定した30㎡でいどの部屋と3人ていどの保育スタッフを用意することで、30-50人のニーズに応えることができ、施設の効率性は高い。また、保育所の中で実施することで調理、看護、相談、事務など保育所が持つ機能や施設設備を活用している。独立施設でやればもっとコストがかかる。
- 7 利用方式は、一定の制度の下での利用者と保育所の<u>直接契約</u>である。「一時保育」の場合は、その方が即応力があり実際的である。ただし、受け入れ容量を超える利用希望に応えきれずお断りする苦労は絶えない。
- 8 就労による利用者の中には、いわゆる待機児童もいる。しかし、週に3日利用し2日は 祖母にみてもらうような人から、自宅就労なので成り立っている人、忙しい時期だけ

- 自営の夫の仕事を手伝う人など様々である。「就労支援のための保育」ということも、あまり一律に考えない方がよい。
- 9 パートタイム利用者も含めた形に保育所制度を再編成してはどうかという考え方もあろうが、私は<u>ごちゃ混ぜにしない方がよい</u>と思う。「<u>定型保育</u>」を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、このような形の「一時保育」が安定して実施できるのだと思う。保育の面では、両者はほどよい触れ合いを持てている。
- 10 当保育所の場合、ホールを利用して、週に4日、10時半~15時半、随時親子で利用できる<u>「親子サロン」</u>(0~2歳児対象)も開設しており、賑わっている。「親子サロン」、「一時保育」、「定型保育」の3点セットがうまく機能している。
- 11 「一時保育」がこのような場として機能している半面、短時間利用など気軽な預け場所としてはあまり機能していないのは事実で、そのような不満もあると思う。そのようなニーズに対しては<u>別の種類の「一時預かり」の場を用意する必要がある</u>。「ひろば」に付設するなど日頃から馴染んでいる場所であるのが望ましい。
- 12 3点セットで仕事をしていると、在宅子育て家庭が抱えている悩みや問題の大きさがよく分かる。親だけでなく、子ども(0~2歳児)も、子どもどうしの触れ合いがあり、ゆったり遊べる楽しい保育の場が必要である。
- 13 少子化対策という視点からすると、<u>もっと「ひろば」や「一時保育」のような在宅子育て家庭支援に力を入れる必要</u>があると思う。 (待機児童対策との関係で、現状は少しバランスを欠いている印象をもつ。)
- 14 今の経済状況から、子どもを預けて働きに出たい母親は増えている。しかし、小さいうちは自分の手で育てたいと思っている母親は多く、しかし家に閉じこもりたくはなく、割り切れていない母親が多い。そういう母親が「一時保育」を経験して、保育の場が子どもにとってもむしろプラスであることを知り、仕事と子育ての両立の道に踏み出して行くことも少なくない。一時保育を手がけて、これまでのように<u>all or nothing ではない</u>生き方を保障できる「中間的な保育ニーズ」に応える場の重要性を肌で感じている。

#### 参考資料

#### 〇 一時保育制度をめぐる経緯

- ・平成2年 国の補助事業として創設。
- ・補助金は、定額制からスタートしたが、出来高払い制に移るなど変遷している。
- ・東京都では、平成8年にバオバブ保育園を含む4園で開始したのが最初。
- ・平成15年、国では「特定保育」(週3日ていどまで保育に欠けると市町村が認定した 児童を対象に必要な日時保育する事業)の制度が出来た。一時保育利用者の中にはこれ

に該当する子もいるが、二つの制度を区別して実施することは煩雑なので「一時保育」の 〇 多摩市における一時保育利用実績(年間のべ利用児童数) 中で受け入れている所が多いと思われる。

- ・平成19年度全国統計は「一時保育」7,213カ所、「特定保育」927カ所
- ・児童福祉法が改正され「一時預かり事業」が法定化されると、「一時保育」も「一時預 かり事業|の中に包括されるものと思われる。(「一時預かり」という名称には疑問。)

#### ○ バオバブ保育園ちいさな家における一時保育の現状

登録児数(10月1日現在) 50名

週1日以上定期的に利用 39名

11名(週に2~3回利用する人も含まれる)

登録児の年齢構成

不定期に利用

0歳児5名、1歳児28名、2歳児17名、3歳以上児0

6名

(註)3歳以上児や月齢の大きい2歳児は、近くのバオバブ保育園に紹介している。

・利用の理由(申し込み時点での)

就労 21名

・通院(出産を含む) 18名

生涯学習 2名

兄姉の行事等 2名

• 就職活動 1名

計 50名

• 利用頻度(定期的利用者)

・リフレッシュ

週1回 23名

5名 週2回

週3回 10名

週4回 1名

計 39名

・平成20年3月に登録されていた一時保育児童の4月以降の状況

幼稚園に入園 16名

保育所に入所 4名

認証保育所に入所 1名

その他の理由で継続せず 2名

• 一時保育継続 21名

計 48名

				I		
		平成 1 5	平成16	平成17	平成18	平成19
バオバブ保育園	一日	1,667	2,032	2,494	2,593	2,297
	半日	263	420	148	155	295
バオバブ保育園	一日	1,610	2,220	1,833	2,183	1,999
ちいさな家	半日	286	164	165	171	84
A園	一日	1,241	1,252	1,922	1,511	1,626
	半日	300	348	95	45	37
B園	一日	818	1,138	1,633	1,294	1,424
	半日	392	263	85	213	114
C園	一日	1,211	2,558	2,944	2,517	2,469
	半日	830	1,043	85	88	74
D園	一日				2,122	1,999
	半日				58	84
合計	一日	6,547	9,200	10,826	12,220	13,629
	半日	2,071	2,338	578	730	752

(註) 多摩市には公立2、私立16の認可保育所があるが、うち6カ所で専用保育室をも った一時保育を実施しており実施率は高いと思われる。

#### ○ 「親子サロンびーだま」の状況(平成19年4~12月の実績)

• 新規登録者数

270名

・のべ利用人数(子ども)3,035名

のべ利用人数(おとな) 2,891名

• 開設日数

143目

・一日平均利用人数(子ども)

21名

(註)「親子サロンびーだま」は無料。スタッフ2名を配置し、その人件費は年間171 万円。補助金は受けず保育所会計の中での独自事業として実施している。補助金を受けて いないので、市の統計にも国の統計にも載らない。

### 福井県・すみずみ子育てサポート事業の概要

### 事業の趣旨

- すべての子育て家庭が、身近な地域において気軽に(家庭的雰囲気の中で)子どもの預かりなど子育てへの支援を求めることができる環境づくり
- O パートタイム労働や保護者の通院、学校行事参加の場合など、既存の子育て支援サービスでは補うことのできない保育ニーズへの柔軟な対応

### 事 業 内 容

1 対象事由

保護者の通院、冠婚葬祭、子どもの学校行事、残業など、一時的に子育てのサポートが必要となる場合

2 事業主体

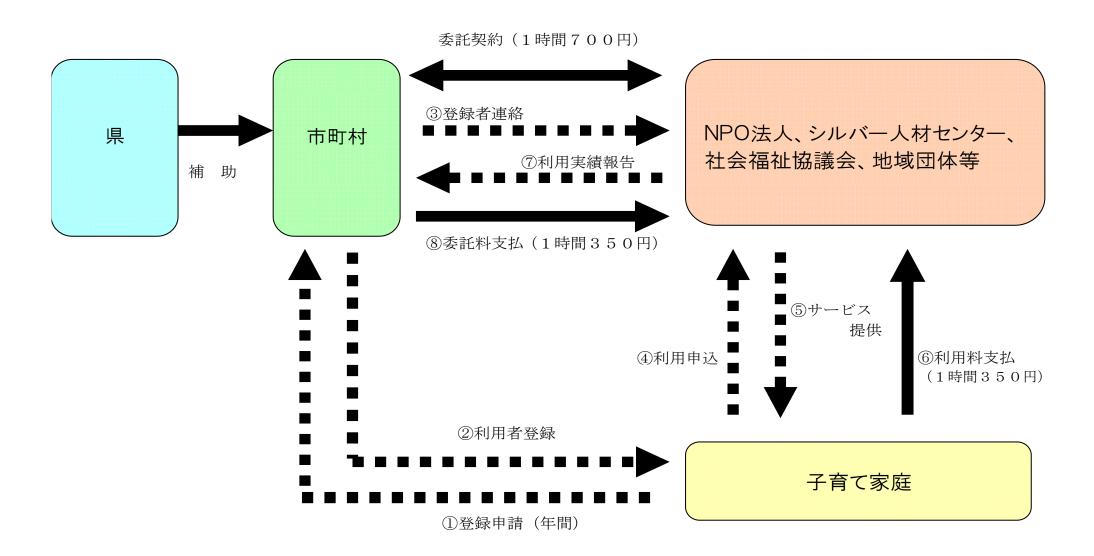
市町(NPO法人、シルバー人材センター、社会福祉協議会等に委託可)

- 3 サポート内容
  - ①一時預かり(施設型、派遣型) ②保育所などへの送迎 ③家事援助(食事づくり、掃除、買い物など)
- 4 利用対象者

小学校就学前および小学校低学年(1~3年生)の子どもがいる子育て家庭

- 5 補助基準額
  - ・利用料金700円/時間(標準利用料)のうち、半額350円/時間 (負担割合:県1/2、市町1/2) ※ただし、第3子以降3歳未満児の利用は700円/時間を補助(「ふくい3人っ子応援プロジェクト」)
  - ·保険料400円/人(年額)(負担割合:県10/10)

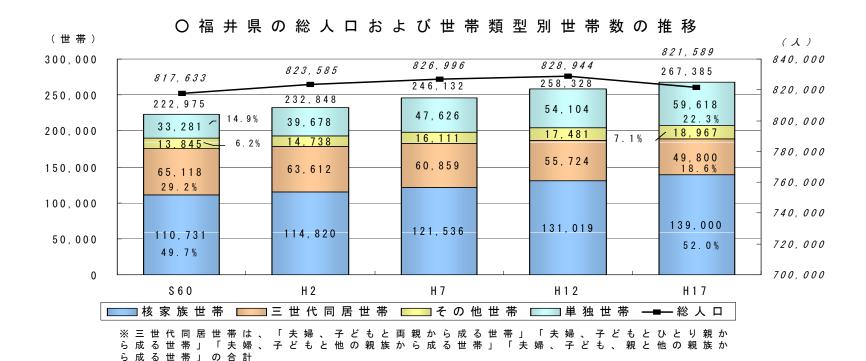
### すみずみ子育てサポート事業の仕組み



### すみずみ子育てサポート事業の背景

-子育てを取り巻く環境の変化-

- 福井県の3世代同居世帯割合は全国で2番目に高いものの減少傾向にあり、家庭の子育て機能が低下⇒ 地域における子育て支援機能の拡充
- 保育所でのサービスでは十分応えることのできない、保育ニーズの高まり
  - ⇒ きめ細かな保育サービスの拡充
  - ・ 普段は在宅で子育てしているが週1・2回の仕事や、土・日の仕事のとき
  - ・ 1時間程度の歯医者への通院や、入学式など上の子どもの学校行事があるとき
  - ・ 夏休みなど小学校低学年の子ども1人では留守番ができないとき



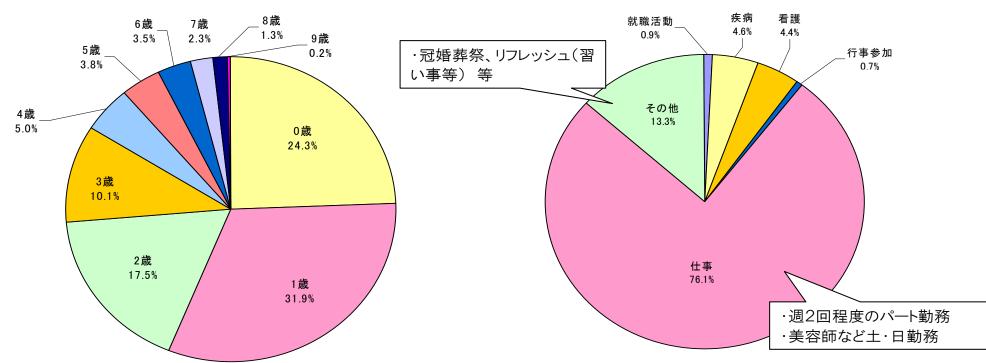
### すみずみ子育てサポート事業の利用状況

【実施団体内訳】NPO法人9、シルバー人材センター7、 相互扶助団体4、生活協同組合5、社会福祉協議会2、他

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所	延べ22か所(9市1町)	延べ29か所(9市3町)	──延べ33か所(9市3町)
利用者数	延べ23,007人	延べ28, 627人	延べ44, 540人
18年度比	<del></del>	1. 24倍	1. 94倍
利用時間	延べ82, 870時間	延べ107, 878時間	延べ182, 470時間
18年度比		1. 30倍	2. 20倍

### 〇利用児童の年齢別構成

### 〇サービス利用の理由



※福井市、敦賀市、小浜市の利用児童の内訳(平成20年度)

※小浜市「わくわくくらぶ」延べ利用者435人の内訳(平成21年8月)

### すみずみ子育てサポート事業拡充の要因

育児疲れ解消や仕事のためなど、一時的に子育てへの手助けが必要となる場合、 気軽に利用できる一時預かりニーズに対応

利用料補助(標準利用料:1時間350円)により、サービス利用に伴う経済的負担を軽減し、 利用機会を拡大

NPO法人やシルバー人材センターなど地域における多様な担い手の参画により、 身近な生活圏でのサービス基盤を整備



- 〇保育所でのサービスとは別の仕組みとして、すべての子育て家庭を対象に、そのニーズに対応
- 〇地域の子育て支援機能の活用を図り、身近なところで利用しやすい、低額のサービスを提供

### 一時預かり事業の運営事例

項目 事例 1 事例 2				
AL		<b>→</b>  77] 1:	争例 2	
実施場所		複合(空き)ピルの一室を活用(地方都市)	民間の施設(地方都市)・子育てひろばと一 体的に実施	
運	運営団体	(社)福井市シルバー人材センター	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ	
営形	委託等	福井市からすみずみ子育てサポート事業の 委託請負	教賀市、美浜町からすみずみ子育てサ ボート事業委託請負	
態	開所日数・時間	週0日・1日あたり9時間	週5日・1日あたり9時間	
7	常勤(うち有資格者数)	事務職員1名	2名 (うち2名)	
タッフ	非常勤(〃)	シルバー会員10名(うち2名) *会員は子育てサポーター美成講習を受講	9名 (うち7名)	
の状	無償ボランティア等(〃)	0名	0名	
況	1日に平均的に配置されているスタッフ数	約5名(利用児童数によって異なる)	約4名(利用児童数によって異なる)	
	利用日時	火~目、9:30~18:30	月~金、8:30~17:30	
利用料金		1時間700円(登録料なし) *すみずみ子育でサポート事業登録者は1 日8時間分まで1時間350円(第3子以降3 歳未満児は無料) 昼食は持参	1時間700円(登録料なし) *すみずみ子育でサポート事業登録者は1 日8時間分まで1時間350円(第3子以降3 歳未満児は無料) 昼食希望の場合は別途250円	
	利用対象児童	生後6ヶ月~9歳児(小学校3年生)まで	0歳児~9歳児(小学校3年生)まで	
	1日の平均利用数	約14名 (H20年度すみずみ年間延べ利用人数4, 141人)	約23名 (H20年度すみずみ年間延べ利用人敷5, 595人)	
運	営費(20年度)	約1,533万円	約1,500万円	
	人件費 (1人当たり平均月額)	68% (約1,040万円) (有資格者1,000円/時間、無資格者800円/時間)	75% (約1, 122万円) (一人当たり月平均85, 000円程度)	
内	賃貸料	26%(約400万円)	10%(約156万円)	
訳	光熱水費	1% (約13万円)	1% (約18万円)	
	事務費等	5% (約80万円) (消耗品費、通信運搬費、会議費等)	14%(約204万円)	
1	収入(20年度)	約1,654万円	約1,500万円	
	市町からの委託費等	73% (約1,214万円) (すみずみ、賃貸料)	60%(約900万円) (すみずみ)	
内	利用料	27% (約440万円)	40% (約600万円)	
訳	寄付金	なし	なし	
	他事業収入からの充当	なし	なし	
	収支差額	約121万円(シルバー人材センター事務費へ)	o円	
運営にあたっての課題		●利用児童教に応じてスタッフを配置しているため、シフトを組んでいるが、当日の預かり状況によってスタッフを呼び出しており、スタッフには自宅待機しておいてもらう必要がある。 ●一時預かりは保育に慣れていない子どもたちなので、対応は大変である。	●毎日預かる子ども達の数が時間により連 うので、スタッフの配置を担当するスタッフが 必要となる。 ●今は、理解のある人たちで構成している ので良いが正職が増えると運営が大変にな る。 ●スタッフ研修が必要であるが、なかなかそ の時間が取れない。	

### 子育てひろば「あい・ぽーと」資料

特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション

- 資料1. 施設内一時保育利用案内
- 資料 2. 施設内一時保育利用理由
- 資料3. 施設内一時保育利用時間の推移
- 資料4. 施設内一時保育利用者数の推移
- 資料 5. 施設内一時保育を利用された感想
- 資料 6. 施設外一時保育利用概要
- 資料7. 施設外一時保育 両会員数の推移及び活動実績 (紹介・成立件数累計)
- 資料8.子育て・家族支援者養成について

#### 一時保育「あおば」利用案内

理由に拘わらず、お預かりいたします。 お子さんと少しの時間離れてのリフレッシュを応援しています。

※ご利用頂くには「あい・ぽーと会員」の事前登録が必要です。

#### ◆一時保育利用時間

月~日曜および祝日 7:30~21:00

\* ご利用は1時間以上30分単位になります。

#### ◆対象

生後2ヶ月以上~小学校就学前のお子さん

#### ◆保育料金

月〜土 9:00〜18:00 一時間 800円 月〜土 7:30〜 9:00 一時間 1,200円 月〜土 18:00〜21:00 一時間 1,200円 日曜・祝日 7:30〜21:00 一時間 1,200円

\* 料金は、ご利用の際に前払いでお預かりいたします。

#### ◆利用予約について ※完全予約制

予約受付時間:**月~土 9:00~17:00 (日・祝日除く)** 電話:**03-5786-3253** (予約専用ダイヤル) ※FAXは不可

- \* 会員登録後、電話か受付窓口にて予約をしてください。
- \* 予約は、利用希望日の1ヶ月前から可能です。
- \* 翌日の予約及び予約時間の延長は前日12:00までお受けします。
- \* 恐れ入りますが、日曜は8日前、祝日は1週間前に締め切らせていただきます。

#### ※キャンセル及び保育時間帯変更・短縮に関して(2009年3月1日のご予約から改定)

- ・利用当日から3日前の17時以降のキャンセル→保育料金の1割
- ・利用当日から2日前の 17 時以降のキャンセル→保育料の5割
- 利用当日のキャンセル→保育料金の全額
- 例)・月曜日のキャンセル → 前週の木曜日 17:00 以降はキャンセル料が発生
  - ・18:00~21:00 (3 時間) の予約を15:00~18:00 (3 時間) へ時間**変更**→3月前の17:00 以降のご連絡の場合、3時間分のキャンセル料が発生
  - ・18:00~21:00 (3時間) の予約を18:00~20:00 (2時間) へ時間<u>短縮</u>
    - →3日前の17:00以降のご連絡の場合、1時間分のキャンセル料が発生
- \*予約時間より早く迎えにいらした場合も、原則として返金致しません。
- \*予約キャンセルが大変多く、利用希望の方が利用出来ない状況が発生しています。キャンセルされる場合は、できるだけ早くご連絡ください。

#### ◆利用当日の流れ

#### くいらしたとき>

- ① 会員カードを受付にご提出ください。
- ② 利用申込書にお子さんの本日の体温や様子などを記入してください。
- ③ 名札(シール)をお付けください。
- ④ 本日ご利用時間分の保育料をお支払いください。
- ⑤ ご記入された利用申込書をお持ちになり、保育室へいらしてください。 (外遊びが可能な場合は、靴も保育室にお持ちください)
- ⑥ 持ち物を、お子さんの名前の付いた専用カゴに移し替えてください。
- ⑦ 保育士へ利用申込書を渡し、お子さんの様子を伝えてください。

#### ◆利用申込書 (HPからダウンロード可) について

利用申込書は、保護者とスタッフの大切な架け橋です。 お子さんの日常生活を尊重し、食事時間や睡眠時間などの 生活リズムを大切にしたいと思いますので、ご記入をお願いします。 時間に余裕をもっていらしてください。

#### くお迎えのとき>

- ① 受付にお寄りになり、会員カードをお受け取りください。
  - ※その際、予約時間の確認をさせていただきます。 受付の時計で、6分以上経過している場合は、延長料金をいただきますのでご了承ください。(30分単位)
- ② 保育室へいらしてください。
- ③ 保育士より、お子さんの様子をお伝えし、利用申込書をお返しいたします。
- ④ 持ち物や靴をご確認のうえ、お持ち帰りください。
- ⑤ 名札のシールはお取りください。

#### ◆持ち物

ビニール袋(2~3枚:衣服用、ゴミ類用) 食事用ぬれたおしぼり(ウェットティッシュ可) 食事用エプロン・ハンドタオル・着替え・オムツ・おしりふき 飲み物・弁当・おやつ・ミルク・哺乳瓶

- \*お子さんに合った必要なものをご持参ください。
- \* <u>持ち物には、すべてのものに記名をお願いします。</u>

#### ◆食事について

各自でご用意ください。短時間の預かりの場合でも、 **飲み物 (お茶など)、お着替え (オムツ)** は必ずお持ちください。



#### ◆お願いしたいこと

- ① **ご予約された時間は、お守りください。**やむを得ない事情でお預けが遅くなったり、保育時間を延長する場合は、ご予約の時間内に、必ずご連絡ください。この場合は、別途延長料金を頂きます。
- ② 原則として、**病児のお預かりや投薬はできません。**当日のお子さんの体調によっては、お預かりをお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ③ インフルエンザなど法定伝染病に感染し、発熱などの症状がなくなった後も、回復期にある場合は、一時保育ご利用に際して治癒証明(HPからダウンロード可)の提示が必要となります。予めご了承下さい。
- ④ 送り迎えは、必ず保護者が付き添い、スタッフにお子さんを引き継いでください。保護者以外の方がお迎えのときは、必ずその旨を事前にご連絡ください。変更のご連絡のない場合は、お子さんをお渡しできませんのでご了承ください。
- ⑤ 子どもが育つ過程では、子ども同士、色々なトラブルが起こりますが、子どもの成長、発達において大事な意味を持っている場合もあります。 何らかのトラブルが起きた場合には、保育担当者から詳しく状況のご説明などをさせていただきますので、ご理解下さい。

#### ※事前登録について

- \* 利用当日までに来館して、「あい・ぽーと会員」の登録手続きをお済ませください。
- \* 登録受付時間:月~±9:00~17:00(日・祝日除く)
- \* 登録時に必要なもの:
  - ・年会費(お一人500円)
  - ・乳児医療証等(保護者とお子さんのお名前とご住所が確認できるもので、公的機関発行のもの、1つ)

※〇歳児の場合:母子手帳も必要となります。

みなと子育てサポートハウス事業子育てひろば「あい・ぽーと」

〒107-0062 東京都港区南青山2-25-1 匝 03-5786-3250(代) 【事業の問い合わせ】

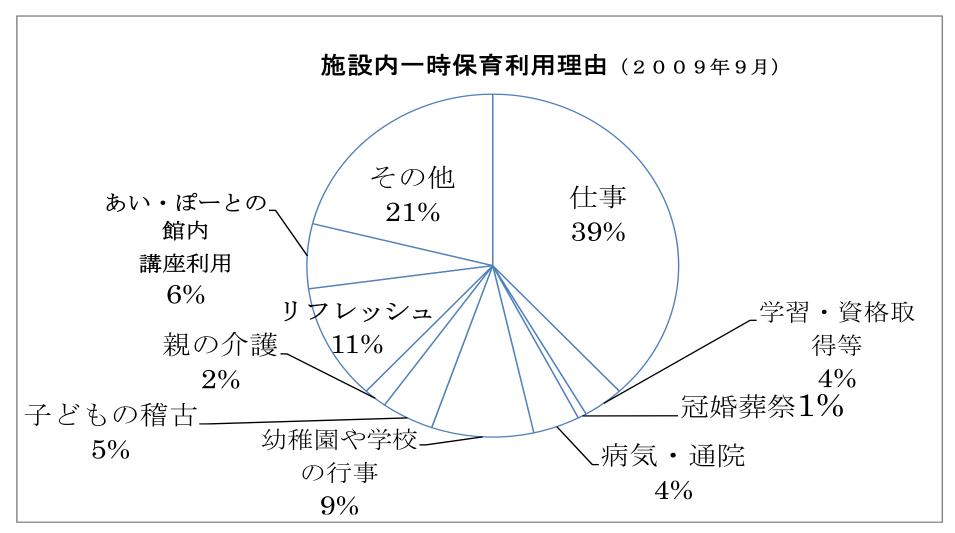
港区子ども支援部子ども課 子ども家庭支援センター Tel 03-3432-8341



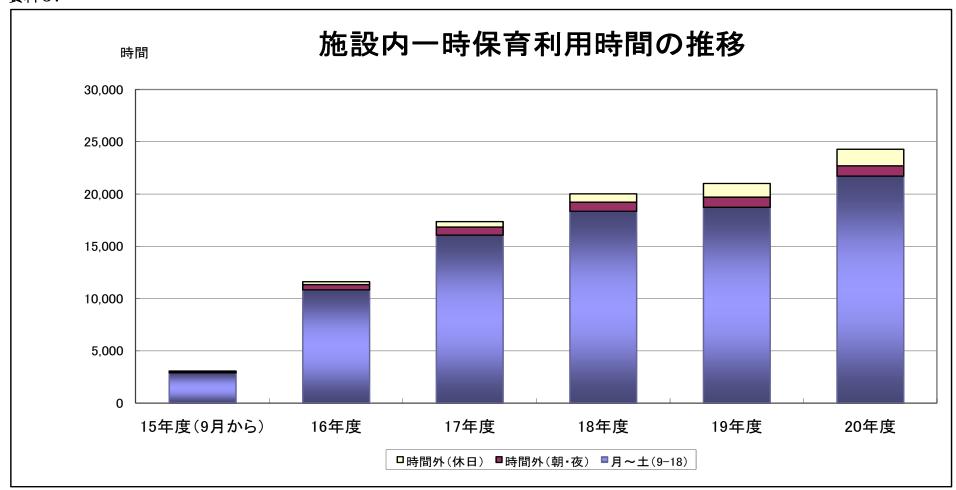


子育てひろば **あい・ぽーと** 

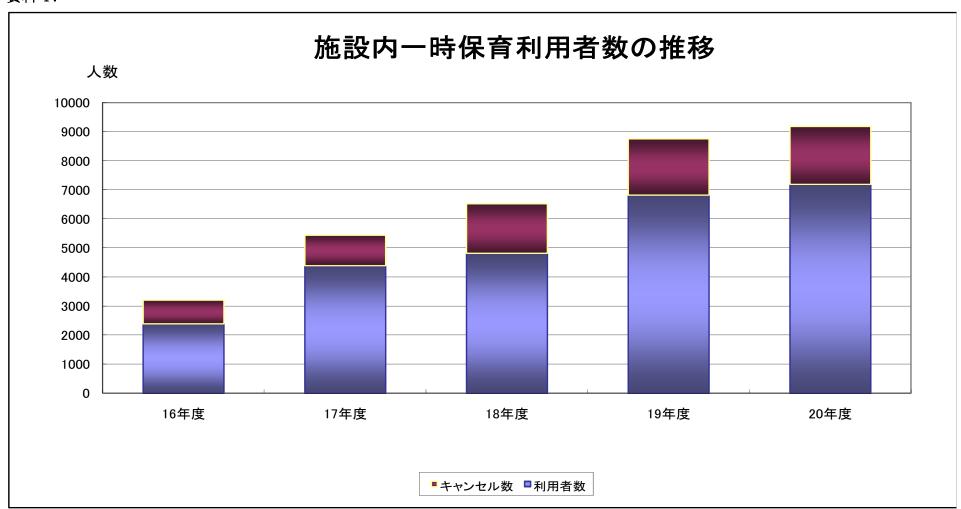
子育てひろば「あい・ぽーと」 資料2.



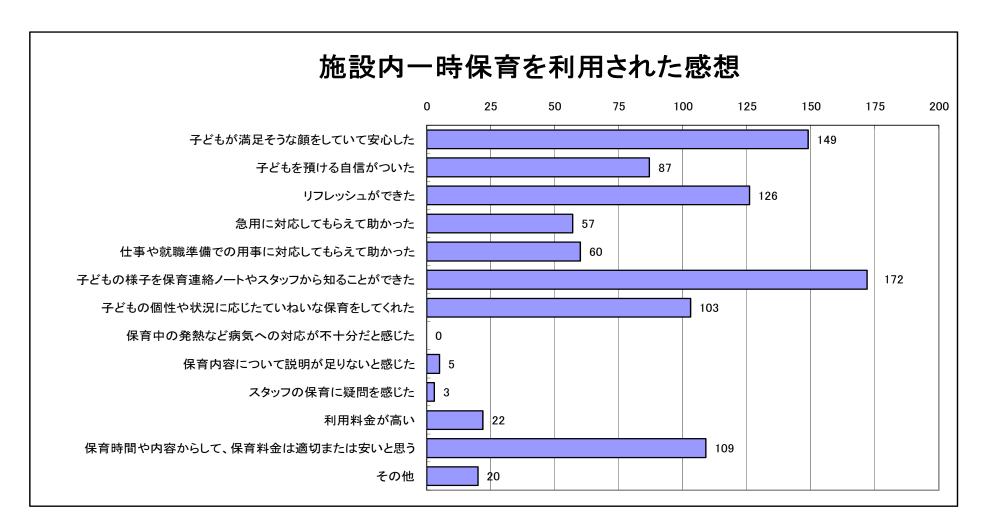
子育てひろば「あい・ぽーと」 資料3.



子育てひろば「あい・ぽーと」 資料 4.

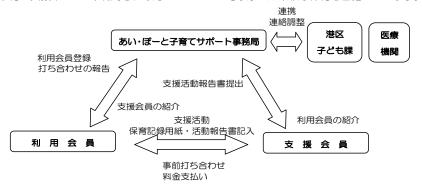


子育てひろば「あい・ぽーと」 資料 5.



### 派遣型一時保育事業利用概要

2006年4月から港区の新規事業として、あい・ぽーとステーションが「派遣型一時保育」を 実施することになりました。預ける理由を問わずに、宿泊や病後児の保育もお受けする、全国でも 先駆的な子育て支援策として、利用される方々のニーズに寄り添った柔軟な保育を目指しています。



利用の内容:子どもの一時保育(宿泊を含む)

病後児時保育(宿泊を含む)

新生児保育

育児支援(保育園、

幼稚園の送迎や一時保育など)

対象年齢:生後7日以降の乳幼児

~小学校6年生の子ども

(※21年4月から対象を拡大しました。)

支援会員:子育て・家族支援者養成講座認定者

#### 利用料金:

107014 32 1		
時間帯	一時保育	病後児 ・新生児保育
通常	900円/H	1,000円/H
早朝(7時~9時) 夜間(18時~21時) 日曜・祝日	1,100円/H	1,200円/H
21:00~24:00	1,600円/H	1,700円/H
宿 泊 (21 時~翌朝 7 時まで)	5,000円	10,000円

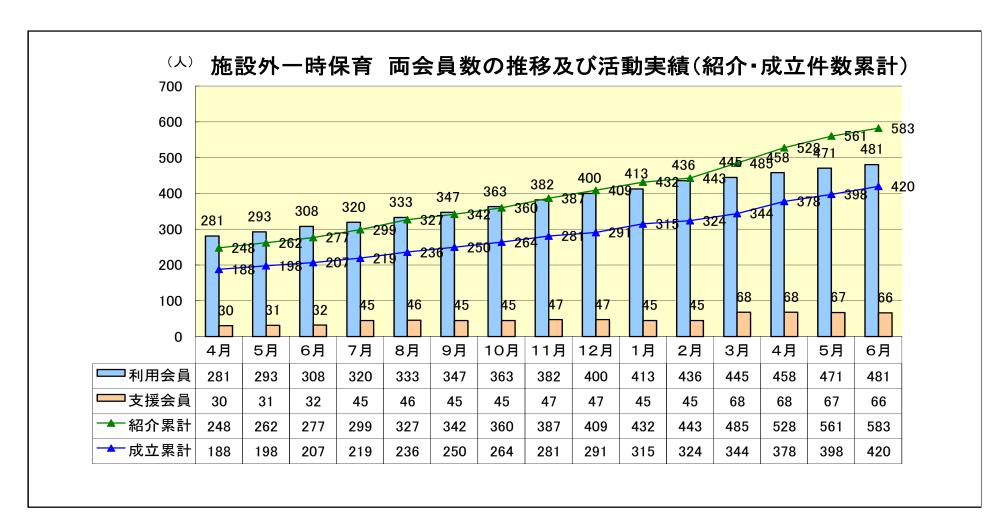
#### 子育て・家族支援者とは…

NPO法人あい・ぽーとステーションが、地域の子育て力の向上をめざして実施する「子育て・家族支援者養成講座」で、65時間の講義・27時間の実習を受講して、一定の知識と技能を有していることを「あい・ぽーとステーション」が認定した人材です。

- \*24:00 以降は、宿泊の有無に関わらず、宿泊料金となります。
- \*24:00 以降の保育を予約される場合、21:00 以降は宿泊料金となります。



子育てひろば「あい・ぽーと」 資料 7.



## 地域の子育て力を高める

### 子育て・家族支援者の養成

患限女学園大学大学院教授 NPO法人あい・ぼーとステーション代表理事

### 大日向雅美

### 調地域の子育て支援重視の時代を迎えて ~ 国も施策を大きく方向転換

2007年に月、国は今後の少子化 対策の基本となる「子どもと家族を応 **核する日本重点戦略**をとりまとめ、

「働き方の改革」と「家庭における子 育てを包括的に支援する枠組み(社会 的挑盤)の構築一を主要な対策として 位置づけた。換言すれば、子育てや家 座生活を犠牲にすることなく働き続け られる就労環境を確保し、同時に親が 多様な働き方を選択できる柔軟なサボ ート体制のド、安心して子どもを頂け ることのできる保育や地域の行児交援 の充実を目悟したものである。

この重点機略は、少子化材策・子育 て支援に必要な施策の集大成ともいう べき「子ども・子育て応援ブラン」 (2004年末) の内容を受け、その 中から今後の日本社会に最も重要かっ 急務と考えられる施設に文字通り重点 的に供点を絞ったものである。199 ○年のⅠ・
いショック以来、
十数年に 亘ってさまざまに試行錯誤を繰り返し てきた日本の少子化対策が、ようやく 根本的対策のツボを押さえることがで きたと言えよう。この随家の実現に要 する費用は単なるコストではなく未来 への投資であると、許み込んだ見解を 示して効果的な財政役人の必要性に配 遺しており、 重点被略に かける 及符の

姿勢に関係が持てる内容になっている。 重点戦略の中で特に地方自治体との 関係で注目したいのは、家庭における 上行てを支える保育や地域の行児支援 の充実である。地域の子育で支援の重 要性がこれほど注目を<br />
集めた時代はな かったと言っても過音ではない。子育 て支援は支援を受ける側も支える関も 「ヒト」であり、重点戦略を推進して いくに際しては、当然のことながら、 人の養成に注目する必要がある。

日本の子育て支援策が「ハコモノ」か ら「ヒト」の育成へと能取りの方向を大 きく転換させた時代を迎えたことは感 **既深いことであるが、地域で活動する** 人材の達成は十分な蓄積に乏しく 期、夕には進まない難しい課題を抱え ていることが吸大の問題点といえよう。 本稿では「子育で・家族支援者」姿 **谈に4年余り前から取り組んできた**Z **より法人あい・ほーとステーションの** 

実践を紹介し、この領域に果たす自治 体の誤題について考えることとする。

### あい・ぼーとの子育て

### 《選金の概要と実演》

「子育で・家族支援者」は、NPO

**法人あい・ぼーとステーションが上催** する森服を受露し、資格を認定されて、 地域の子育で支援に従事する人材を意 味する。受講対象は、子育で経験の有 無にかかわらず子育て支援に関心をも ち、地域で活動ができる的談以上の男 女である。特に子育てが一段落した女 性や退職後の地域活動を目指す男女の 注会参加を規則におさめ、老若男女共 同参側で地域の行児力の向上を図るこ ケルを目指して いる。

「子育で・家族支援者」の認定は、 現在のところ、3阪(子育てひろば等 で親子にかかわり、遊びを支援し、 時保育活動を行う)、2級(自宅や布 望家庭等で、時保育を行う。断生児、 病後児、緊急時のお泊り預かりを含む 派遣型一時保育)からなる(1級:地 域の施設学を利用して、グループで行 う、時保行活動のリーダーとなる人材。

講事開始をにと任余の準備期間を経 て、港区で2005年に3級第1期、 2006年に2級第1期を開講した。 現在3級は第四期、2級は第四期まで 実施(3級認定者203名、2級認定 者似名)。2006年から浦安市・下 代用区でも同様の譲座を開始し、いず

#### 《本蹟座の特徴》

#### ・高い水準の講座

水溝単は 游談と 実習を合わせて 切っ マ(1コマの分)、護座期間は毎週 日、3か月間に及ぶ。蔣師は本法人理 事をはじめとして、乳幼児教育保育の 第一線の研究者・実践者が務め、質量 共に高い水準を目指している「講師陣 …沙見愁幸(白梅学園大学学長:教育 学) 
を禁止史明(子どもと保存総合所 究所代表:幼児教育)。遠山洋 (バ オバブ保育園もいさな家園長:乳幼児 保育)/雑原洋:(お茶の水女子大学 教授: 小児医学) / 小西行郎(東京女 子医科大学教授: 脳科学) / 圖 他 (大妻女子大学生教授:保育学) 新 際域治(あい・ぼーとステーション代 表理事: 保育カウンセリング) <br />
人日 向継炎(発達心理学)ほか」。

力と共に、3、親の悩みを聴き、助言すズの背後にある個別の事情を理解する新たな知識や技術を学び、3、親のニー主な講座内谷は①乳幼児保育教育の

重視した構成となっている。と地域の支援者との連携力の習得等をい支援は他の人や専門機関に託す分別支援とできない支援を見極め、できなるカウンセリングマインド、

#### ・バックアップ体制の充実

座の大切な役割として取り組んでいる。館の活動機会を提供することも、本講さらに、認定者には、できる限り有能し、支援力の維持向上に努めている。えるため、毎月バックアップ講座を開う声も少なくない。こうした契請に応不足していた知識や技術に気付くといると考えている。活動で得た成果や問ると考えている。活動で得た成果や問本書館の本当のねらいは認定後にあ

### 地域の人材養成の必要性と課題

#### 《人材養成を必要とする背景》

毎麼して、具体的楷想を温めてきたもの孤独の深刻さとその対策の必要性を情について繰り返し調査を行い、 は親しいて繰り返し調査を行い、 は親と古児不安やストレスに悩む母親の実本企画は、私が1500年代当初か

**は親が子育てにゆとりを取り戻すため身ともに大きな負担を強いられている子育ての責務の大半を担いながら心** 

様」の関係を地域に築くことが水めらテムとして「支え・支えられてお互いならすことができるよう、社会のシス性の双方が、生きがいをもって地域でが、段落した後の社会参加を求める女が、育児中に支援を求める世親や育児 不安に苦しむ中年期の女性が少なくなく、社会からの疎外感と経済力のない年代で対けない。

の開設当初から実施している。時保育」を他所に先駆けて2003年時保育」では、「理由を問わず預かる一官てひろは〈あい・ぼーと〉(港区南本法人が港区との協働で運営する子

えるべく精力的な活動を行っている。って、地域の子育て家族のニーズに応士スタッフと共に主に一時保育者とな子育て・家族支援者の方々が、保育

しかし、当初は本誰座の意義に対しに支援してもらえると歓迎されている。目では、実家の親のようにきめ細やかいるが、核家族が一般となっている今遠型一時保育者としての活動を行って本望される場所に出向いて支援する派

れでもできるのではないか」という声れでもできるのではないか」という声特に自身に子育ての経験があれば、だちはないまは集まらないのではないか」とかも同で済む簡単なものでなくては希望る。「受講者は主婦であろうから、3、誘尾を紹介するぼに各方面から聞かれが必要なのか?」と訝る声は、今も本の子育で支援にここまで本格的な講座の子育で支援にここまで本格的な講座

を育むことが鍵となる。 めには、地域にねざした支援の専門性 られてお互い様」の関係を醸成するた 鬼域に暮らす者どうしが「支え―支え る。「支援をしてあげる」のではなく、 ない場合もあり、良かれと思ってかけ の影響も小さくない。社会状況の変化 の間には世代の差があり、生きた時代 様式は多様であり、年配者と若い親と 力が求められる。人々の価値観や生活 支援とはまた既なる難しさに対応する は、保育士や保健師等の専門職が行う は、保育士や保健師等の専門職が行う

て地域で活動したいと願う人々の動機また、子育てや仕事の経験を活かし

に対斜である。 いずれの地でも8割以上の人が講義 も美習も「日も欠留することなく殺隊 し、認定資格を取得して活動を始めて 4回価値を護点距</br> O7年に月) でグループワ ークに器わ函説物のた々 (4)

は、作今、かなり水準の高いものを求

めていることも見述してはならない。

「こういう本格的な意味を待っていた。

自分の子育で経験を地域に活かし、仕

事として認められるのは疑しい [十

年期になって社会参加の機会に巡り合

えた幸せを人生の集大成につなげた

い」学々、則待に胸を膨らませて多く

の人々が参加を希望し、受講態度は実

### ■子育て・家族支援者養成は市民と酬 行政との対等な協働関係のもとで

5 NO"

講座運営の重要なポイントは行政と の連携である。実習に際しては、楚区 ・下代田区・浦安市とも、区内・市内 の保育剤の協力があり、認定者の活動 場所の提供も行政との密接な相談・連 挑のもとに実施している。特に港区の 派遣型・特保行では、医師会からのバ ックアップも得ている。「子育て・家 **族支援者一类成に挑わってきた四年余** 

> の歩みは、NPOと行 攻との対等な協働関係 想がいまだにあること

が多いことも特徴の つであろう。 NPOS

地域の子育で支援者にとっては、担当 答が<br />
変わる<br />
度に、<br />
それまで<br />
築いて<br />
きた 関係を一からやり直さざるを得ない苦 労もある。 一方、子育で課等に断たに 着任した担当者にとっては、地域の強 策に新闻を吹き込める可能性がある 方で、子育て支援の何たるかを理解し、 地域の施策に反映するまでの当分も少 なくないことと思われる。

こうした問題点を克服することを目 指した企画として、本法人が非年から 開催しているのが、わが市・わが町にる さわしい少子化対策・子育て支援を行 うための知識と技能を高めるための 「自治体職員向け講座」(後援:原生労働 省)である。

2007年9月から以月にかけて、 2日連続の講座を3回実施した(第1 回目「子育て家庭・親のニーズを汲み取 ろう「然と回目「市民・NPOとの協 働を進めるために「 第3回目「わが 市・わが町にふさわしい子育で支援を つくるために一つ。この蔣座は、住友生 命倒桨100周年記念事業「大米を築 く!台でプロジェクト一の助成事業で あり、本法人にとってはNPOと企業 との協調という新たな説誦でもある。 北海道から沖縄まで、今国から70余名 の行政職の方々が参集され、非常に熱 心な対議を重ねる姿が印象的であった。 本年度は、地域の子育て支援施策と して後期行動計画家定が大きな課題と されることをうけて、この点に焦点を 当てた自治体験同研修を、い月・2月、 米春1月に予定している(詳細は末尾 の日子に関係を定づ

人材のĚ成と活用は、地球ながら多 くの労力と時間を要する。議座の意義 を理解して準誦を終めて下さる方々の 様身、諸座運営と人材活用にあたる事 務局スタックの働きなくしては始まら ない。そのための財政的な援助をはじ め、諸座実施と認定者の活動支援には、 行政との協働が不可欠であることは、 こくら短脳してもし過ぎることはない というのが、実感である。

本法人が現在取り組んでいる子育で ・家族支援者並成は、港区・浦安市・ 千代田区とも、いずれもこの点をよく 理解され、行政として可能な限り支限 を情しまず、NPOや市民との協働に 努めていただいている成果であると、

深へ張遜やらかこのである。 【子育てひろばあい・ぼーとステーショ ン・子育てひろはあい・ぼーとHP

http://www.ai-port.ip

の検索に他ならなかっ たと言っても適言では ない。しかし、行政の 中には、子育て支援を 市民やNPOのボラン

ティア活動に任せて安 備に済まそうとする発

も否定できない。 また行攻徹はジェネ ラリストとして、異動

子育で・家族支援者認 定式(港区3級200

∞冊)(下)°

### 横浜市の一時預かり事業について

- 横浜市においては、平成21年度からは、週2・週3の定期利用など、就労による利用も加えて、補助事業を実施。
- 〇 現在は、「子どもミニデイサービスまーぶる」(NPO法人)など、合計4法人(NPO法人3法人、 社福1法人)において実施。
- 〇 「子どもミニデイサービスまーぶる」における実施状況は、毎月約30~40%程度が就労を 理由に利用している。(21年7月 425人中170人、同年8月 304人中136人)

### 【横浜市·補助事業内容】

- 〇定員 10~15名
- 〇対象児童 市内に居住する生後57日以上で小学校就学前までの児童
- ○開設日時 週5日(曜日不問)

10時から15時までを含む1日6時間(施設の判断により延長可)

- 〇利用料金 1時間 500円以下
- 〇利用制限 児童1人あたり、月84時間まで(週3日相当)
- 〇設置場所 市内の利便性の高い場所
- 〇実施施設 認可外保育施設

### 【子どもミニデイサービスまーぶる】

単発利用 9:00~15:00 1時間 500円

定期	9:00~15:00(6時間)		9:00~13:00(4時間)	
日数	週3	週2	週3	週2
3歳以上	25, 000円	20, 000円	20, 000円	14, 500円
1~2歳	28, 500円	21, 500円	21, 500円	15, 000円
O歳	30, 000円	22, 500円	22, 500円	15, 500円

### 乳幼児一時預かり事業の状況

2009/9/28

N					
法人	特定非営利活動法人ワーカーズコ レクティブパレット	特定非営利活動法人ワーカーズコ レクティブめーぷるここ	社会福祉法人地域サポート虹	特定非営利活動法人さくらんぼ	
施設名	子どもミニデイサービス まーぶ る	子育て子育ち支援センターぽっぽ	OYAKO CLUBチューリップ保育室	ネストキッズ保育ルーム「ばおば ぶ」	
アクセス	駅徒歩5分	駅徒歩3分	駅徒歩10分	駅徒歩4分	
建物の状況	鉄筋コンクリート造3階建の1階	鉄筋コンクリート造6階建の1階	鉄筋コンクリート造2階建の2階	鉄骨造2階建の1階	
事業専用スペース面積 (保育室以外を含む)	82. 5m²	69. 0m²	63. 5m²	40. 6m²	
事業開始	H20.4.21 (パイロット事業含む)	H21. 9. 24	H21. 9. 28	H21. 9. 24	
定員	15人	15人	12人	15人	
開設日	月~金	月~金	月~金	月~金	
補助対象時間	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	10:00~16:00	
施設の開設時間	7:30~19:00	7:30~20:00	9:00~17:00	8:00~20:00	
月極預かりコースの設定	週2日、週3日コースあり	週2日、週3日コースあり	応相談	週2日、週3日コースあり	
料金	500円	500円	500円	500円	
科並	月極は別途料金股定	月極は別途料金股定	月極は別途料金股定	月極は別途料金設定	
時間外料金 (自主事業)	800円~1,000円	700円~1,000円	500円~1,200円	500円~1,000円	
預かり対象児童	生後57日~未就学児(市内居住者)				
利用登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ 登録 (原則13:00~14:30)	事前に電話連絡、来所見学のうえ 登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ 登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ 登録(原則13:00~18:00)	
利用申込	原則利用2日前まで 電話、FAX、メールによる	原則前日正午まで 電話又は来所による	原則利用2日前まで 電話、来所による	原則利用前日まで 電話、FAX、メールによる	
キャンセル	原則請求しない		請水	原則請求しない	
食事、おやつ等	食事…持参か給食 (370円) おやつ代は徴収しない	食事…持参か給食(400円) おやつ(150円)	食事…持参 おやつ…持参	食事…持参か給食(400円) おやつ(100円)	

### 石川県のマイ保育園登録制度について

- 石川県においては、地域や家庭の子育て力の低下による、育児負担感、不安感の高まりを受け、平成17年10月より保育所を子育て支援拠点と位置づけ、「マイ保育園登録制度」 を実施。
- 在宅保育の母親と妊婦が保育所見学や育児体験、保育士への育児相談を通じて、育児不安の解消を図るとともに、一時保育の利用などを通じて育児負担の軽減を図り、妊娠期からおおむね3歳未満のすべての子育て家庭の育児支援を行う。

### 【事業の概要】

- 対象者 妊娠期から在宅で保育を行っているおおむね3歳未満の親子
- 実施施設 保育所、事業実施を希望する幼稚園、地域子育て支援拠点で市町が適当と認めた施設
- 〇 事業の内容
  - 母子健康手帳交付時に「マイ保育園登録申請書」を交付。母親は、登録を希望する保育所に登録。
  - マイ保育園における育児体験、育児教室、育児相談
  - ・ 一時保育サービス等 (登録者から出生届が出されたときには、一時保育利用券(半日3回無料券)が交付)

### 【実施状況】

平成20年度末 金沢市を除く18市町 270保育園において実施 登録者 5.348人 妊娠中の方、子育て中のお父さん、お母さん

# マイ保育園に登録しませんか

~保育所などが子育てを応援します~



お問い合せは…「石川県子育て支援課」TEL(076)225-1421又は お住まいの市町保育所担当課まで

### 登録はお済みですか?

4人保育園登録制<del>像</del>



登録無料

### 登録事業のご案内

#### 育児相談・育児見学(無料)

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」など、 育児見学や育児相談を無料で受けること ができます。

#### 一時保育サービス(3回まで無料)

リフレッシュしたい時や用事がある時など、一時保育サービス(平日の午前、半日利用)が満3歳まで、3回無料で受けられます。

### だれが登録できるの?

平成 18 年 7 月 1 日以降に母子健康手帳を交付された方、または出産された方が対象となります。

### 登録の方法は?

「加賀市マイ保育園登録申請書」に必要事項を記入の上、希望する保育園に提出するだけです。その場で登録され【子育て応援カード】が発行されます。

### 子育てに迷ったら、悩んだら、困ったら、

### 「マイ保育園」に来てください。

「かかりつけの病院」があると安心するように、 あなたの登録園が「かかりつけの保育園」として子育てを応援します。

《問い合わせ先》 加賀市こども課保育係 TEL72-7855 FAX72-7797

E-mail:hoiku@city.kaga.lg.jp

詳しくは裏面をご覧下さい。

### マイ保育園登録事業をご存知ですか。

### マイ保育闡登録事業って?・・・

平成18年7月1日から、マイ保育園登録事業の登録を開始します。

妊婦さんや母親等が、身近な保育園に登録することで、出産前から子どもが 3 歳になるまでの特に不安の多いこの時期に、保育士等から継続的に支援(育児見学や育児相談、一時保育サービス)を受けることができます。

### たとえば・・・こんないいことがあります。

- ・ 出産前に育児見学を体験することで、育児に関する不安の軽減につながります。
- 育児に疲れた時などは、3歳の誕生日前日までの間、一時保育サービス(平日の午前、半日)が3回まで無料で利用できます。
- 身近に育児相談の相手がいる安心感が生まれます。

#### どんな人が登録できるの?・・・

出産を控えた方(母子健康手帳の交付を受けた方)や平成18年7月1日以降に生まれたお子さんを家庭で保育している方などです。

### 登録はこうすればできます。

母子健康手帳を交付するときに、マイ保育園登録申請書をお渡しします。これを希望する保育園に提出すると登録されます。また、既に母子健康手帳の交付を受けて、まだ、出産されていない方も対象となりますので、希望する保育園で登録申請書を受け取り、記入のうえ保育園に提出して下さい。

希望する保育園に「登録申請書」を提出すると、【子育て応援カード】をお渡しします。これで、登録完了です!。登録保育園で、育児見学や育児相談などのサービスが受けられます。 お子さんが、誕生した後も育児相談や一時保育などのサービスが受けられます。

### 一時保育サービスについて

- 平日の午前半日、3回、無料で利用できます。
- ・ 利用できる可能な年齢(月齢)は、各保育園の受け入れ年齢によります。事前に園にご確認 下さい。
- 希望する日の2日前までに保育園に連絡して下さい。
- マイ保育園一時保育サービスは、3歳に達した場合、及び、保育園に入園した場合、入園中は無効となります。
- このサービスは、お子さん本人のみ、利用できます。他人に譲渡できません。



### ファミリー・サポート・センター事業

### (1) 概要

### (1) サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に 関する連絡・調整を実施するもの。 (相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

### ② 実施状況

《実施箇所数》 579箇所 (H20年度内示ベース) 《利用者数》 利用会員数256.787人/提供会員数88.107人/両会員33.945人 (平成19年度末現在)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

特になし

### (4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

### (5) サービス利用の仕組み

### (1)サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

### ②サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

### ③利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### O 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

### (7) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21予算ベース))の内数



### ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成17年度から、地域の特性や創意工夫を活かした、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設されたところであり、ファミリー・サポート・センター事業は、同交付金の対象事業とされている。

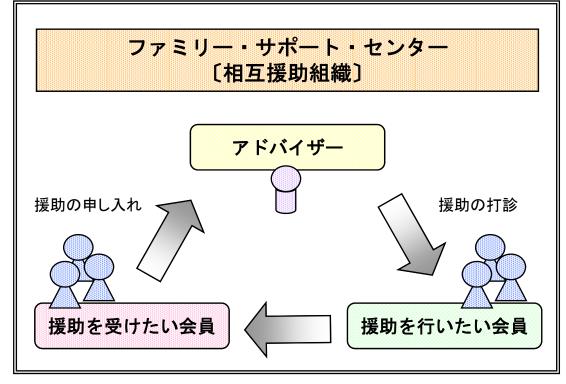
平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業(病児・緊急対応強化モデル事業)を行っているところ。

### 〇相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、 子どもを預かる。
- 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子ども を預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・<u>病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対</u> 応(平成21年度から)

### 〇実施市区町村(平成20年度)

- •570市区町村
- 〇会員数 ※平成19年度末現在 ( )は平成18年度末現在
- ・援助を受けたい会員 256,787人(223,638人)
- •援助を行いたい会員 88, 107人(83, 836人)
- •両方会員 33.945人(29.948人)



### 児童館事業

### (1) 概要

### ① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

### ② 実施状況

《実施箇所数》 4,700か所 (公営3,051か所、民営1,649か所) (平成19年10月現在)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

### (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

特になし

### ② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》市町村·社会福祉法人·公益社団法人·公益財団法人·特例社団法人·特例財団法人

(※株式会社、NPO法人は対象外)

《国庫補助単価》 創設の場合:小型児童館3.846万円、児童センター5.452万円(H21年度予算ベース)

《費用負担割合》事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### 〇 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

### 〇 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置

(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

### (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価: 小型児童館180万円、児童センター296万円(H21年度予算ベース)

※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業)

※一定の事業を実施する民営児童館に対する補助(H20年度交付決定1.178か所)

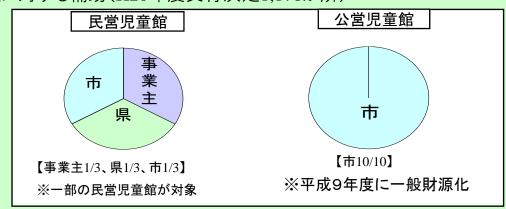
《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。 (※予算の範囲内で補助する経費)

### <u>③ 費用額</u>

《公費負担総額》 民営分 約30億円 (H21年度予算ベース)



# 児童館の概要

### 1. 事業の目的、内容

- ○児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- ○遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助 長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

### 2. 設置状況

○4,700か所(公営:3,051か所 民営:1,649か所) <平成19年10月1日現在>

### 3. 設置及び運営主体

○都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等

### 4. 児童館の設備と職員

○設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

○職員:児童の遊びを指導する者の配置

### 5. 公的助成

- ○施設整備費
  - ·21年度予算 846百万円
  - ・補助基準額 小型児童館 31,727千円(217.6㎡) 児童センター 47.796千円(336.6㎡)
- ○事業費(民営のみ)
  - ·21年度予算 1,295百万円
  - ・補助基準額 小型児童館 1,796千円 児童センター 2,963千円

地域子育て支援拠点事業(児童館型)

<u> 1.687壬円</u>

※施設整備費は、国、都道府県、市区町村又は設置者が1/3づつ負担 事業費は、国、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担

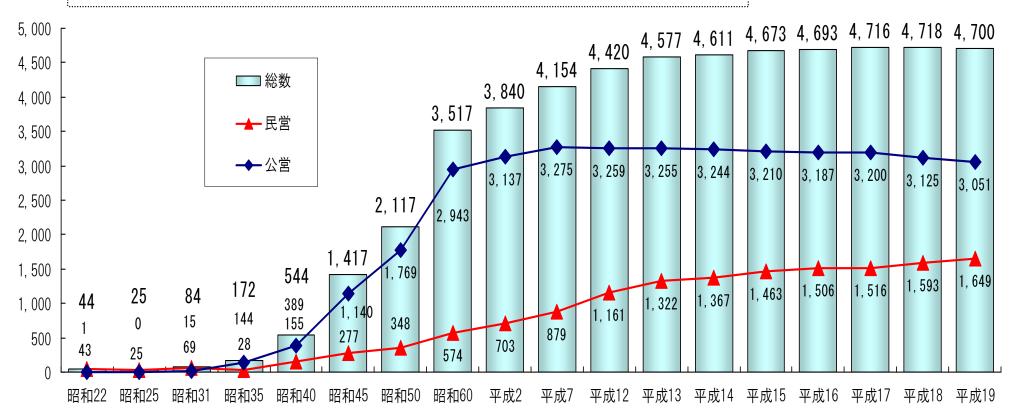
(指定都市・中核市は2/3を負担)

○運営費(人件費)は地方交付税措置(昭和61年度~)

# 児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

### (注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



(各年10月1日現在の数値)

## 児童館における活動について

### 〇 児童館における主な活動

活動項	目	具 体 的 な 内 容		
季節行事 (90%)		正月行事(凧あげ、カルタ)、節分、ひな祭り、こどもの日の行事、父母の日の行事、七夕、		
		花火大会、町のお祭り、運動会、クリスマス会等		
体力増進・スポーツ	(75%)	卓球、サッカー、ドッジボール、体操、バドミントン、一輪車、なわとび、たけうま等		
屋外・自然体験活動	(66%)	キャンプ、ハイキング、サイクリング、つり、オリエンテーリング、アスレチック等		
交流活動	(65%)	老人ホーム等施設訪問、高齢者などから芸能等の習い事、交流会(高齢者・障害者・外国		
		人)等		
鑑賞会	(62%)	合唱・音楽演奏、映画・ビデオ上映、演劇、新聞・回覧版等		
講習会・発表会	(57%)	誕生日会、進級・卒業を祝う会、育児・栄養講座、手話講座、育児相談、活動記録展等		

出典:平成13年地域児童福祉事業等調査(())内は調査児童館4,577館に対する割合)

### 〇 時間別の主な活動

午	前	10時頃~	乳幼児親子のための広場、遊び等の親子教室、子育て講座など	
		14時頃~18時頃	小学生の自由活動(スポーツ、ゲーム、工作など)	
午	後		放課後児童クラブ	
		16時頃~18時頃	中学生・高校生の自由活動(スポーツ、バンドなどのサークル活動など)	

#### 児童館の種類

児童館は、その規模及び機能から、おおむね次のような型に分けることができる。

#### ①小型児童館 2,836か所

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

#### ②児童センター 1,738か所

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした 指導機能を有するもの。

#### ③大型児童館 23か所

A型児童館 18か所

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するもの。

• B型児童館 4か所

豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。

・C型児童館 1か所

広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもの。

#### ④その他の児童館 103か所

小型児童館に準ずる児童館

\* 数値は厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」(平成19年10月1日現在)

## 児童厚生施設の種別

区分	小型児童館	児童セ	ン タ ー	大 型 児	, 童 館
	小型児里期   	児童センター	大型児童センター	A 型 児 童 館	B 型 児 童 館
概    要	児童厚生施設は、児童I 第40条)また、放課後	に健全な遊びを与えて、その健身 後児童の育成、指導等地域にお	を増進し、又は、情操をゆ ける児童健全育成活動の重	たかにすることを目的とする施設 要な拠点となっている。	設とする。(児童福祉法
設置主体		t会福祉法人、特例民法法人 、 f(NPO法人・民間会社など)	都 道 府 県	都道府県、市町村、社会福祉 法人、特例民法法人、その他 の者(NPO法人・民間会社 など)	
運営主体		t会福祉法人、特例民法法人、 f (NPO法人・民間会社など)		都道府県、社会福祉法人、特 例民法法人、その他の者(N PO法人・民間会社など)	都道府県、市町村、社会福祉 法人、特例民法法人、その他 の者(NPO法人・民間会社 など)
職員	児童厚生員 2 人以上	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員 一 必要に応 体力増進 年長児童	2 人以上 に 指導者 指導者
建物面積設 備	217.6 ㎡以上 (都市部特例児童館:163.2 集会室、遊戯室、図書室及 必要に応じ、相談室、創作	336.6 ㎡以上 2㎡) なび事務執行に必要な設備の他、 話動室及び静養室等を設ける。 十児童の体力増進に資する ために必要な運動遊び用 器材、年長児童用設備 (パソコンコーナー等) 等	500㎡以上 + 年長児童の文化活 動等に必要な広さ	2,000㎡以上 + 必要に応じ、研修室・展 示室・多目的ホール・移 動型児童館用車両 等	1, 500㎡以上 小型児童館設備 + 宿泊室・食堂・厨房・ 脱衣・浴室、キャンプ等 の野外活動ができる設備 等
機		② 母親クラブ、子ども会等。	の地域組織活動の育成・助 <del>[</del> える母親への相談援助等の <del>[</del>	子育て家庭に対する支援   ⑤+⑥   ⑦都道府県内の児童厚生施設の ・相互の情報交換の促進 ・指導並びに児童厚生員 及びボランティアの育成 ・プレイ、造形等に関する ・指導技術の開発、普及   ⑧歴史、産業、文化等に関す	加定対する支援 「即宿泊しながら野外活動が行える機能

平成 18 年 3 月 『多様化する児童館活動に関する調査研究―指定管理者制度の適正な運用についてー』 「主任研究者 玉川大学教授 河津英彦/福祉医療機構(子育て支援基金)助成事業 こり抜粋

#### ◆ 児童館に求められる役割・機能~原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も

児童館は、0~18歳の子どもの地域における育ちを支える場であり、子どもの成長に応じて「遊び」を通じた健全育成のための事業を展開することが求められます。また、子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように、親子の交流拠点や居場所として機能するとともに、不安や生活上の困難などに対応して必要な援助に結びつける福祉的な援助機能も非常に重要です。

また、児童館の運営について公共性を確保し、地域の子ども達の健全育成という観点から地域の実情を正しく反映した事業展開を図っていくために、運営委員会の活動を活性化していくことも非常に重要です。

アンケート調査結果から児童館に求められる役割・機能について自治体及び児童館の意見をみると、次のようなテーマへの取り組みが今後の課題となっていることがわかります。

#### [現在取り組んでいるが、さらに取り組みが必要なテーマ]

- 乳幼児と親子の交流支援
- 子どもの遊び環境や体験の機会の提供
- 小学生の放課後の居場所機能
- 異年齢の子ども同士の交流
- 子ども・子育てに関する情報の収集と提供
- 地域住民や地域組織との交流・連携

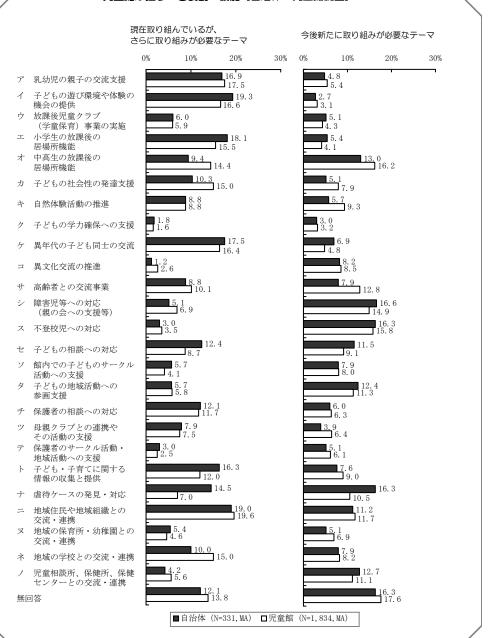
#### 「今後新たに取り組みが必要なテーマ」

- 中高生の放課後の居場所機能
- 障害児等への対応(親の会への支援等)
- 不登校児への対応
- 子どもの地域活動への参画支援
- 虐待ケースの発見・対応
- 地域住民や地域組織との交流・連携
- 児童相談所、保健所、保健センターとの交流・連携

以上をみると、児童館については「子どもの遊び場・居場所機能」、「遊びを通じての人間形成」、「放課後児童の育成・指導」などの基本機能について一層の取り組みが必要と考えられているほか、中高生や障害児、不登校児への対応や地域連携といったテーマについての取り組みの幅を広げることが新たに必要とされているといえます。

児童館には、その原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も視野に入れて、 地域の子どもの健全育成と子育て支援の拠点として機能をさらに充実させていくこと が求められているといえます。

#### 児童館が担うべき役割・機能「自治体・児童館調査]



## 地域子育て支援拠点事業

## (1) 概要

### |① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。 (ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間 以上の開設)

### ② 実施状況

《実施箇所数》 4,889箇所 (H20年度交付決定ベース) (ひろば型 1.251箇所、センター型 3.470箇所、児童館型 168箇所)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

## (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

安心こども基金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

### (4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

### (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な 経費の一部を保護者から徴収することができる。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### 〇 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ·育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

### (7) 費用負担

#### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》約356万円~800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。



### |③ 費用額

《公費負担総額》約300億円 (H21年度予算ベース)

### 乳児家庭全戸訪問事業(旧生後4か月までの全戸訪問事業)

### (1) 概要

### ① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

### ② 実施状況

・実施箇所数: 1,247市町村(全市町村の7割強) (平成20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

### (3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

### (4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

## (5) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

市

【国1/2、市1/2】

玉

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。 (※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約776億円(H21予算ベース))の内数

## 養育支援訪問事業(旧育児支援家庭訪問事業)

### (1) 概要

### ① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業 (市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。)

### ② 実施状況

·実施箇所数: 799市町村(全市町村の5割弱) (H20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供·給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

### (3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

### (4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童 指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

## (5) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

市

【国1/2、市1/2】

玉

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。 (※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約776億円(H21予算ベース))の内数

## 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

### (1) 概要

### ① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、 児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

### ② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》613箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》 304箇所 (H20年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

### ② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等·社会福祉法人·日本赤十字社·公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を 施設整備費に加算

《費用負担》 定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提) (7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

## (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ① 実施場所

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。

### ② その他

夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

### (7) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて 包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。 (※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

#### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21予算ベース))の内数

